

平成30年4月25日

第 111 回 遠野市農業委員会総会議事録

第111回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年4月13日
告示番号 遠野市農業委員会告示第5号
会議年月日 平成30年4月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、
9番 綱木秀治、10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、
13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、
17番 奥寺晴夫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹
次長兼農業振興係長 菊池 今英
副主幹兼農地係長 千葉 芳治

本日の案件 第111回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について
報告第3号 農地専門委員会に付議した事項について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
議案第3号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第7号 遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について

開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>それでは定刻になりましたので始めたいと思います。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。前回の総会でご協議いただきました、新体制にあわせた新しい憲章の初めての朗唱でございます。ご起立願います。それでは先唱を6番、佐々木恵美子委員にお願いいたします。</p> <p>〔遠野市農業委員会憲章〕朗唱により記載省略</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので、第111回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。</p>
議 長	<p>【会長報告】 続きまして、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。 3月30日、第23回遠野地方Y・Y・Y推進女性の会通常総会に参加してございます。なお、これに関しては、農業委員さん3名、それから推進委員さん1名の出席でございました。それ以外にも農家の方々の奥さん方が多数参加してございました。 4月2日、定期人事異動に伴う辞令交付式を行ってございます。転出者6名、転入者6名の12名に対して辞令を交付してございます。 4月12日、平成29年度（第44回）花巻農協遠野地域野菜生産部会通常総会に参加してございます。これに関しては様々な問題点がございました。特に、担い手の不足が最大の課題となったことを確認してございます。 4月22日、平成30年度農事組合法人 遠野こがらせ農産通常総会（第5回）ですけれども、これにも参加してございます。なお、組合員数は146名で、年間の予算額が1億ちょっとということでした。 以上、会長として出席した報告を終了いたします。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 続きまして、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長から説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>事務局長の佐々木徹です。どうぞよろしくお願いたします。 4月10日、農地法等申請締切日でした。 4月16日、農地転用等農地確認調査を実施いたしました。 4月23日、平成30年度第1回遠野市農業委員会運営委員会を開催いたしました。 4月25日、第111回遠野市農業委員会総会を開催しております。総会後に平成30年度第1回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催します。 4月26日以降の主な行事予定です。 4月26日、平成29年度遠野地域農業機械銀行通常総会が開催されます。これには会長、事務局長、事務担当者3名が出席する予定です。 4月27日、農事組合法人 宮守川上流生産組合平成29年度第14回通常総会が開催されます。会長が出席する予定です。 5月10日、農地法等申請締切日。 5月15日、農地転用等現地確認を実施します。なお、件数が多い場合には16日も実施する予定です。 5月18日、農業委員会会長研修会及び会議が盛岡市であります。これには会長と事務局長が出席する予定にしておりました。 5月25日、第112回遠野市農業委員会総会をとびあ庁舎大会議室で開催する予定です。 5月30日、平成30年度全国農業委員会会長大会及び本県選出国會議員への要請活動を東京都で行う予定です。会長と事務局長が出席する予定です。 6月15日、新任農業委員・新任農地利用最適化推進委員の研修会が盛岡市で開催されます。新任の農業委員さん、推進委員さんの研修会への出席をお願いしたいと思っております。</p>

	<p>6月28日から29日まで、平成30年度第1回岩手県都市農業委員会会長会総会が宮古市で開催されます。</p> <p>4月10日、第1回農地専門委員会を開催いたしました。</p> <p>4月20日、第2回農地専門委員会を開催しております。</p>
議 長	<p>それでは報告事項の前に、総会終了後、平成30年度第1回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会がございます。議事の進行にはよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	<p>【報告事項】</p> <p>それでは報告事項に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からその内容を説明願ひます。</p>
事務局 長	<p>はい、それでは1ページから。報告第1号、農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されましたので報告するものであります。2件でございます。</p> <p>番号1番、貸人の息子さんが耕作するというので、全部解約するものであります。土地につきましては●●町、地目につきましては田んぼ、面積につきましては3,119㎡であります。</p> <p>番号2番、こちらにつきましては、●●町の方で、借り受けする方が代わる予定になっておりまして、それで今回全部解約をするというものであります。土地につきましては、●●●●●●●●地割で、7筆あります。田んぼでして、面積が12,054㎡であります。どちらも何ら問題なく合意解約が成立したことを確認しております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告いただきましたが、これに関して質問はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>はい、それでは質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>次に報告第2号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局からその内容を説明願ひます。</p>
事務局 長	<p>はい、2ページをご覧ください。報告第2号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、であります。こちらにつきましては、当要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受領しましたので、同要綱第6条の規定により報告するものであります。件数は1件です。</p> <p>番号1番、●●町の方で、土地の所在は●●●●●●です。畑で、面積につきましては2,683㎡のうち290㎡であります。通作路ということで大豆を作付けするわけなのですが道路が少し狭いということで、道路を広げたいということでこのような現状変更の届出が来ております。これについては、以上のおりであります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がございました。質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>はい、それでは質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>次に報告第3号、農地専門委員会に付議した事項について報告します。私の方から報告させていただきます。</p> <p>前回の第110回総会でお話がありました耕作放棄地対策のエゴマにつきまして、平成30年、先ほど事務局から説明があったとおり、4月10日に開催した平成30年度第1回農地専門委員会での協議結果について、佐々木義弘農地専門委員長より報告を受けました。</p> <p>農地専門委員会での協議の結果、エゴマ油を農業委員会名では販売することができないと判断いたしました。よって、油の容器のラベルには「遠野市農業委員会」の名前は入</p>

	<p>れず、「農業委員会有志が耕作放棄地解消に取り組んでいる」内容を商品の説明書等で紹介していくことが望ましいと判断したとのこととさせていただきます。</p> <p>また、もう1件、平成30年3月16日付けで遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見聴取の通知があり、平成30年4月20日に開催した平成30年度第2回農地専門委員会で協議した結果について佐々木義弘農地専門委員長から報告を受けてございます。</p> <p>遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見については、農用地区域の除外11件、それから農用地区域への編入3件の全14件について農地専門委員会で協議を行い、その結果、全14件について変更計画は至当と判断したところとさせていただきます。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。農地専門委員会の皆様、大変ご苦勞様とございました。</p>
議 長	<p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に7番、新田佐悦委員、8番、河内克倫委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からお願いいたします。</p>
副 主 幹	<p>3ページでございます。第111回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第3条、今月計3件、51,451㎡。</p> <p>利用集積、今月計46件、253,730㎡。</p> <p>法第4条、今月計1件、427㎡。</p> <p>4ページでございます。</p> <p>法第5条、今月計9件、18,625㎡。</p> <p>適用外、今月計2件、615㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計2件、15,173㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>それでは続きまして日程第2、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
副 主 幹	<p>5ページでございます。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、譲渡人は労力に不足により、今まで譲受人と基盤法により利用権設定をしていたものですが、譲渡人の要請により今回利用権の再設定をしないで譲り受けるものです。譲渡人は、譲受人の分家であり、当申請地は譲受人の居宅及び農地の近接地にございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号2番、譲受人は県外から市内に転居し農地を譲り受けて新規就農するものでございます。現在は市内で借家住まいをされておりますが、当申請地の近接地に住宅も建築することとなっております。譲渡人は平成29年12月に県外に転居し離農されたもので、今回当申請地を譲り渡すものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号3番、譲渡人は一人住まいで労力不足のため当申請地の近隣の譲受人に譲渡すも</p>

	<p>のです。譲受人は相手方の要請により規模拡大し譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員お願いします。</p>
11 番 委 員	<p>11 番、佐々木義弘です。現地調査を 17 日に実施いたしました。農業委員 2 名、推進委員 1 名、事務局 3 名で農地確認を実施しております。場所は■■■の●●地区でございまして、譲受人は繁殖牛約 100 頭近くを飼育しております農家です。先ほど事務局から説明ありましたが、基盤法の賃貸借で譲受人が長い間耕作していましたので何ら問題ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、●●●地区担当委員よろしくお願ひします。</p>
7 番 委 員	<p>7 番、新田佐悦です。16 日に農業委員 2 名、推進委員 2 名、職員 3 名で現地確認いたしました。</p> <p>2 番ですが、買う方は 50 歳の●●●県から来る方、売る人は農業委員をやっていた■■■さんで、20 年くらい前に遠野に来て農業をした方です。体の調子が悪くなってもう帰るということで売買となったものです。買う方は●●からインターネットを通じて購入したということでございます。この場所には将来的にブルーベリーとキウイを栽培したいということでございます。</p> <p>3 番については、売るほうは労力不足のためとなっておりますが、いわゆる後継者がいないというものです。買うほうは 78 歳で購入するということですが、田や畑がかなりの面積があったので 78 歳で買って果たしてできるのかと話しましたが、先ずやりたいということでした。</p> <p>よろしく審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご苦労様でございました。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
6 番 委 員	<p>休憩を求めます。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>[休憩]</p>
議 長	<p>再開します。質疑ございませんか。</p>
9 番 委 員	<p>9 番、綱木です。2 番の件です。売買ですが、譲渡人の営農する農地は残らず全部売却することになりますか。</p>
7 番 委 員	<p>7 番です。もう農業はできないということで全部売買です。</p>
16 番 委 員	<p>16 番小向です。私の知り得る範囲で皆さんにお伝えします。譲渡人は居住地のあった土地と今回 2 番の案件と 2 人に売買してございまして、もう 1 か所●●町のほうに農地がございまして。そちらのほうは契約の更新の時期がまだ来ないということで、その時期を見てということになっており現状のままです。そこだけです。</p>
議 長	<p>事務局は把握していますか。</p>
事 務 局 長	<p>●●に農地があるということは把握しております。</p>

議 長	その他質疑ございませんか。
7 番 委 員	7 番です。3 番の案件ですが私も立ち会ってきましたが、この場所は、行政書士さんに頼みましたら「面積を計るのに測量士を頼む」と。測量士を頼む場合百何万かかるという話で、別の所に行ったところそこには測量士がいたということで売買が成るということでした。
議 長	補足説明ということで良いですか。
7 番 委 員	はい。
議 長	その他ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 1 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 3】 続きまして日程第 3、議案第 2 号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	6 ページでございます。議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。遠野市長より遠野市農地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は 46 件、利用権設定の新規が 25 件、更新が 21 件でございます。なお、新規 25 件の内 7 件は中間管理権の設定となっております。次の議案第 3 号、配分計画と関連してございますが、これに関しましては備考欄に記載しておりますのでご覧願います。 1 番、新規で、契約期間 3 年の賃貸借権設定でございます。 2 番、新規で、契約期間 3 年の使用貸借権設定でございます。 3 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 4 番、更新でございます。 5 番、新規で、契約期間 3 年の賃貸借権設定でございます。 7 ページでございます。 6 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。 7 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。 8 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 9 番、10 番、更新でございます。 11 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でございます。 12 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。 8 ページでございます。 13 番、新規で、契約期間 6 年の賃貸借権設定でございます。 14 番、15 番、更新でございます。 16 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定でございます。 17 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定でございます。 18 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定でございます。 9 ページでございます。 19 番、20 番、更新でございます。

	<p>21 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定でございます。</p> <p>22 番、23 番、24 番、更新でございます。</p> <p>10 ページでございます。</p> <p>25 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定でございます。</p> <p>26 番から 29 番、更新でございます。</p> <p>30 番、新規で、契約期間 5 年の貸借権設定でございます。</p> <p>31 番、新規で、契約期間 5 年の貸借権設定でございます。</p> <p>11 ページでございます。</p> <p>32 番、33 番、更新でございます。</p> <p>34 番、新規で、契約期間 5 年の貸借権設定でございます。</p> <p>35 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。</p> <p>36 番、37 番、更新でございます。</p> <p>12 ページでございます。</p> <p>38 番、新規で、契約期間 5 年の貸借権設定でございます。</p> <p>39 番、40 番、更新でございます。</p> <p>41 番、新規で、契約期間 10 年の貸借権設定、中間管理権の設定でございます。</p> <p>42 番、新規で、契約期間 10 年の貸借権設定、中間管理権の設定でございます。</p> <p>43 番、新規で、契約期間 3 年の貸借権設定でございます。</p> <p>13 ページでございます。</p> <p>44 番、更新でございます。</p> <p>45 番、新規で、契約期間 5 年の使用貸借権設定でございます。</p> <p>46 番、新規で、契約期間 5 年の使用貸借権設定でございます。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていることの各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 2 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 4】</p> <p>続いて日程第 4、議案第 3 号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>14 ページでございます。議案第 3 号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地配分計画案に係る協議がありましたので、意見を求めるものでございます。本件に係る申請は利用権設定が 6 件で、内訳は●●地区 1 件、●●地区 2 件、●●地区 1 件、●●地区 2 件となっております。この内、前の議案第 2 号で中間管理権が設定されたものが 5 件で、合計面積 26,175 ㎡が岩手県農業公社から担い手へ配分計画されているものでございます。他の 1 件、番号 4 番でございますが、先月の総会で中間管理権が設定されたものの配分でございます。なお、備考欄に関連を記載してございますのでご覧願います。</p> <p>番号 1 番、使用貸借権設定、契約期間 10 年でございます。</p> <p>番号 2 番、貸借権設定、契約期間 10 年でございます。</p>

	<p>番号3番、使用貸借権設定、契約期間10年でございます。 番号4番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。 番号5番、使用貸借権設定、契約期間10年でございます。 15ページでございます。 番号6番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。 申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第5】 続いて日程第5、議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副 主 幹	<p>16ページでございます。議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号1番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。申請者は現在借家住まいであり、将来の安定した生活環境を考え住宅を建築しようとするもので、職場にも近く、また、国道に近い交通及び生活の利便性等も良いことから当申請地を選定したものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金及び融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書、融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 以上、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>2番、白金です。4月16日に、農業委員2名と農地利用最適化推進委員2名、事務局3名で現地確認してきました。場所は■■■■の■■■■を挟んで■■■■■■■■の■■■のそばでありまして、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<p>【日程第6】</p> <p>続いて日程第6、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副	主 幹	<p>17ページでございます。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。申請者は現在両親、弟、妻、子供の6人で同居しておりますが、住宅が狭小で手狭になり、生活環境の利便性を考え両親の自宅の近くに新たに住宅を新築しようとするものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番、事務所の建築を目的とするその他建物用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。申請者は現在●●でソフトウェア開発の仕事をしておりますが、地元の遠野で会社の仕事をするため事務所を建築しようとするもので、当申請地は父の所有地であり国道にも近く利便性も良いことから適地と選定したものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号3番、アパート建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。申請者は将来の生活の安定のためアパートを建築しようとするもので、隣接地にも現在アパートを所有し経営しており経営の利便が良いことから当申請地を適地と選定したものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号4番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。申請者は現在借家住まいをしており子育て等を考え新たに住宅を建築しようとするもので、保育園、小学校も近く生活の利便性も良いことから当申請地を適地と選定したものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号5番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。申請者は現在の居宅が狭くなり増築を検討しましたが敷地が狭く宅地拡張もできないため、将来の生活環境を考え新たに住宅を建築しようとするもので、都市計画区域内の住居専用地域であり商業施設、病院及び国道にも近いことから日常生活及び交通の利便性も良く、当申請地を適地と選定したものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号6番、7番、砂利採取を目的とする鉱工業用地として一時転用しようとするものです。申請地は農業振興地域内の農用地区域内の農地となっております。主な経路は砂利採取を行おうとするもので、採取後は速やかに原状回復する計画であり、3年以内の一時転用は例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号8番、貯木場整備を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申</p>

	<p>請者は木質バイオマス燃料を製造及び販売、木材乾燥事業等を行っている会社で、■■■■■■■■、市内の小学校、中学校等公共施設に木材チップを供給しており、平成30年9月には■■■■■■■■へのチップ供給も追加され、さらに保管場所が必要となったもので、チップ製造を行っている敷地と道路を挟んで隣接しているため事業の効率も良いことから当申請地を適地として選定したものであり、第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等で代替地がない場合に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号9番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は10ha以上の一団の農地であり第1種農地と判断しました。申請者は現在両親、祖母、妻、子供の6人で同居しておりますが、建物が老築化したため建て替えの検討を行いました。許可が父よりもらえなかった、祖母の介護の問題もあり、現在の住居の近接地に住宅を新たに建築しようとするものであり、第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上9件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員お願いします。</p>
12 番 委 員	<p>12番、鈴木です。16日、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で確認してまいりました。</p> <p>1番ですが、場所は■■■■の近くでございます。</p> <p>2番につきましては、■■■■さんより■■■■方面へ100mくらい行ったところ</p> <p>です。</p> <p>3番につきましては、線路の近くのところ</p> <p>です。</p> <p>3件とも住宅密集地でございます。何ら問題ないと判断してございました。以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、●●地区担当委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>2番、白金です。16日に農業委員2名と推進委員2名、事務局3名で現地確認をしてきました。</p> <p>4番は、場所は■■■■から西へ200mくらいで、事務局の説明どおり何ら問題ないことを確認してきました。</p> <p>5番は、場所は■■■■の■■■■挟んで向かい側、■■■■の近くで、これも事務局の説明通り何ら問題ないことを確認してきました。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>●●地区担当委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>6番、佐々木です。</p> <p>6番、7番は、隣接していますので一緒に説明させていただきます。4月16日、農業委員2名、最適化推進委員3名、事務局3名で確認してまいりました。場所は■■■■から200mくらい行ったところ</p> <p>です。採石を取るということで、周囲の水田が水源を地下水から供給していると流れが変わる、というこれまでの問題点がございましたが、近くに川がありましてそちらを水源として水田を起こしておりますので、何ら問題ないと判断いたしました。</p> <p>8番につきましては、■■■■の道路向かいの場所にあります。一部は携帯電話会社のアンテナが立っております。その残りを貯木場として転用したいということでしたが、■■■■の一角で周囲に農地がありませんので何ら問題ないと判断いた</p>

	<p>しました。以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、●●地区担当委員をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>5番、佐々木です。4月16日、農業委員3名と農地利用最適化推進委員2名、事務局3名で現地確認を行いました。先ほど説明があったとおり親子関係でございまして、現在の母屋の前に子供の住宅を建てるということで、民家住宅が3棟ございまして、特に近接の農地には問題ないと判断してきました。事務局の説明があったとおり住宅集落に接続している場所ということでございました。以上でございます。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しました。暫時休憩いたします。</p> <p>[休憩]</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号7番について質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>[休憩]</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。番号7番を除く8件について質疑ございませんか。</p>
7 番 委 員	<p>7番です。ちょっと教えてもらいたいのですが、8番ですが、このバイオ燃料は新しく建てた市役所で使用するという計画はありましたか。</p>
事 務 局 長	<p>■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ですけれども、チップの製造、販売を行っている会社です。■■■■■■■■■■にチップボイラーを導入していますけれども、そのチップの供給もしている会社です。</p>
7 番 委 員	<p>暖房、電気も。</p>
事 務 局 長	<p>暖房、冷房と。電気はやっていません。</p>
議 長	<p>その他質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p> <p>[休憩]</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p>

	[休憩]
議 長	<p>【日程第7】</p> <p>続いて日程第7、議案第6号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副 主 幹	<p>19ページでございます。議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、亡祖父が昭和46年に居宅を建築し現在に至ってしまったものです。今回、資産証明書と土地をチェックしたところ農地であったことが判明したものであり、当時亡祖父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものでございます。</p> <p>番号2番、昭和52年頃から駐車場、その後平成元年に倉庫等を建て現在に至ってしまったものです。土地等の整理を検討し測量を行っていたところ農地法の手続きが必要であったことが判明したものであり、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためのものでございます。</p> <p>以上2件、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。</p> <p>●●地区担当委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>9番、綱木です。16日に農業委員1名、推進委員2名、事務局3名で現地を確認しました。場所は■■■の川を挟んで真向いになります。申請人の土地であります。建っているのはおばさんの家です。昔のことだから、ここに建てられると思って建てたもので何ら問題ないと思います。きれいに管理された家になっていました。何も影響ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、●●地区担当委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>2番、白金です。4月16日に農業委員2名と推進委員2名、事務局3名で現地を確認してきました。場所は●●町の■■■■■そばで、事務局の説明通り何ら問題ないことを確認してきました。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第8】</p> <p>続いて日程第8、議案第7号、「遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副 主 幹	<p>20、21ページでございます。議案第7号、遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について、でございます。別付資料といたしまして、遠野市長から農業委員会会長に宛てられた遠野農業振興地域整備計画変更案についての意見聴取を添付してござ</p>

いますので、説明につきましては添付資料で説明をいたします。

農業振興地域整備計画の見直しは概ね5年毎に行われ、経済事情の変化、その他情勢の推移によりまして定期見直しまで待つことができない緊急性・必要性があると認められる場合に限り随時変更・見直しをできるようになっております。この手続きにあたりましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会などの関係機関に計画変更案に対する意見照会を行い、変更計画案に対して意見を求めるものとなっております。本日お渡ししております資料のとおり、平成30年3月16日付で遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案の意見聴取がありましたので、変更計画案について農地専門委員会でも4月20日に協議し、農地専門委員会では異議なしとして会長に報告してございますが、この内容につきまして説明したいと思います。農業地域からの除外申請は11件、農業地域への編入は3件でございます。農業地域からの除外につきましてはそれぞれ事業計画書の選定にあたって事業面積を必要最小限に、かつ、周辺農地への集団化・効率化に与える影響を考慮した結果、農用地域以外に代替すべき土地がなかったため当申請地での事業を計画しているものでございます。

農用地域からの除外について説明いたします。添付資料ご覧いただきたいと思っております。

2-1から2-6でございます。番号4番、●●町、■●■■■。事業計画者は現在妻と子と借家暮らしをしておりますが、実家には両親、祖母、兄弟が生活しており同居するには手狭となっております。夫婦共働きのため育児をする上で両親の協力が得られる環境が必要になったことから、両親の住む実家周辺に新たな住宅を新築しようとするものです。また、将来的には両親の手伝いを行っていくものでございます。除外面積は175.6㎡、事業計画概要は住宅、駐車スペース2台分、通路となっております。除外後は第1種農地と判断され、例外的に許可できるものと考えられます。

3-1から3-6でございます。番号6番、●●町、■●■■■。事業計画者は現在両親、祖父母、妻と子3人の計9人で生活しておりますが、子供たちも大きくなり子供部屋を確保するスペースもなく、また水回りの共同利用の不便さから支障をきたしており、安定した生活を確保したいことから新たな場所に住宅を建築しようとするものであり、将来的には農業後継者となることから両親の面倒を見ながら日常生活ができる場所として両親の自宅周辺に新たに住宅を建築しようとするものです。除外面積は375㎡、事業計画概要は住宅1棟、駐車スペース、家庭菜園、通路部分となっております。除外後は第1種農地と判断され例外的に許可できるものと考えられます。

4-1から4-6でございます。番号11番、●●町、■●■■■。事業計画者は東日本大震災後の復興事業により業務が増加し、重機、車両及び資材等増加、従業員が倍の12名となっております。事業計画者の会社事務所は急こう配となっており、狭い私道を登り切った場所にあり大型車両の通行が困難で特に冬期間には普通車両の通行にも支障をきたす状況にあり、また、建設機材のスペースもないことから周辺の借地を使用しております。主に資材置場として利用している社有地も急こう配にあり、利用できる面積も限られており大型車両及び重機置場としては利用できず、増加した業務に対応するためには資材置場が不足しているため今回資材置場を拡張整備するものです。除外面積は714㎡、事業計画概要は資材置場、通路、となっております。除外後は第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。

8-1から8-6でございます。番号9番、●●市、■●■■■。事業計画者は平成27年度より精神障害者が退院した後の社会復帰を円滑にするための障害者福祉サービスとして共同生活援助グループホーム事業を行っておりますが、既存施設は入所者が待機している状態にあるため施設を新たに整備しようとするものです。除外面積は897㎡、事業計画概要はグループホーム、駐車場、通路となっております。除外後は第1種農地と判断され例外的に許可できるものと考えられます。

9-1から9-6でございます。番号3番、●●町、■●■■■。事業計画者は現在両親、祖父、子供3人の7人で同居しておりますが、子供たちも大きくなり現在の居宅では日常生活に支障をきたしていることから安定した生活環境を確保するため新たな場所に住宅を新築しようとするものです。なお、育児をする上で両親の協力を得らえる環境を得たいと考え、また、祖父の介護をしながら日常生活をできる場所ということで両親の自

	<p>積計 3,821 m²。 3-1 から 3-2 でございます。番号 2 番、土地の所在地は●●町●-●-●、面積 3,821 m²。 番号 1 番から 3 番につきまして、●●集落は平成 12 年度から中山間地域等直接支払集落協定を遠野市と締結しており中山間地域等直接支払事業の 1 つとして集落協定参加者の共同作業による水路管理作業を実施しております。当該地は共同で管理されている水路を利用している農地であり、中山間地域等直接支払対象区域と一体的に維持管理することが適当であると判断される土地で、集落の農業者においても農用地区域への編入後は協定構成員全員の共同事業により永続的に維持管理する農用地として位置付けられる計画でございます。 以上 14 件、ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
12 番 委員	<p>12 番、鈴木です。ちょっと確認したいのですが、この雑種地っていうのは農地なのですか。</p>
議 長	<p>この 11 番の案件ですが、田と雑種地併せて 714 m²とありますがこの雑種地は農地ではないですよね。それでもその農地の中に含まれているのか、それともこれは農地に含まれていないから田の面積だけになるのか。</p>
副 主 幹	<p>雑種地は農地ではございませんけれども農用地区域内に含まれている土地ということで、その部分で来たものでございます。</p>
12 番 委員	<p>はい、分かりました。</p>
議 長	<p>よろしいですか。その他質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 7 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございましたら発言願いたいと思います。 [「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>事務局から。</p>
事務局次長	<p>事務局から、配布してございます資料についてご説明いたします。 1 つ目は 4 月分の活動記録報告書用紙でございます。封筒に入れて配布してございますのでご覧願います。 2 つ目は岩手県農業会議から送付がありました文書でございます。農地法最適化の自発的な計画提案、素案の送付について。5 月 30 日に東京で開催されます全国農業委員会会長大会での議案の 1 つで、参考までにお目通しを願えればと思っております。先日、運営委員会の中でもこの資料出しまして、ご意見がございましたら、とご提案したところでございます。</p>

3つ目は緑の表紙の「平成30年度遠野市農業委員会事業計画書」で、前回の総会で審議していただいた事業計画に表紙を付けましたのでご覧いただけます。

もう1つ、岩手農業会議通信ということで、No.56号を皆様に配布してございます。A4サイズの中に、3ページと4ページですけれども、北上市の農業委員会と軽米町の運営委員会の農地利用最適化活動が紹介されておりまして、参考になるかと思われまので是非ご覧いただけます。

以上でございます。

【閉会】

以上をもちまして第111回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後2時55分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年 月 日

遠野市農業委員 7番 _____

同 8番 _____

遠野市農業委員会会長 _____

議長